

周南市中心商店街テナントミックス推進事業実施要領

(趣旨)

第 1 条 周南市中心商店街テナントミックス推進事業（以下「テナントミックス推進事業」という。）は、中心商店街の空き店舗等に出店を希望する者に対して、テナントミックス推進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、新たな出店を促し、魅力ある中心商店街づくりを推進し、地域の活性化を図ることを目的とする。本要領は、周南市補助金等交付規則（平成 15 年周南市規則第 46 号）、周南市中心市街地等商業活性化対策事業に係る補助金交付要綱（平成 18 年周南市要綱第 18 号）に定めるもののほか、テナントミックス推進事業の実施に当たり必要な事項を定める。

(事業実施主体)

第 2 条 テナントミックス推進事業を実施する主体（以下「実施主体」という。）は、徳山商工会議所とし、実施主体は、本要領の定め及び周南市の指示に従うものとする。

2 実施主体は、テナントミックス推進事業を実施するに当たり、周南市との情報共有に努めなければならない。

(定義)

第 3 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中心商店街 別図 1 の枠の区域をいう。
- (2) 対象空き店舗等 中心商店街にある空き店舗等の物件をいう。ただし、徳山駅前地区市街地再開発区域内の店舗を除く。
- (3) 事業承継 現店舗経営者から事業を引き継ぎ、新たな経営者が店舗を運営することをいう。
- (4) まちなか出店サポートセンター 株式会社まちあい徳山が、中心商店街で新規出店にかかる各種相談を受けるために開設した窓口をいう。
- (5) 商店街団体 次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 商店街振興組合法(昭和 37 年法律第 141 号)第 2 条に規定する商店街振興組合
 - イ 中小企業団体の組織に関する法律(昭和 32 年法律第 185 号)第 3 条第 1 項 1 号に規定する事業協同組合(中心商店街を含むものに限る。)
 - ウ PH 通りに灯りをともす会
 - エ その他、実施主体が適当と認める団体
- (6) 昼間の営業 別表 4 のとおりとする。

(交付対象)

第4条 補助金の交付対象は、中心商店街の対象空き店舗等で1年以上継続して営業することが見込まれる者が行う次の各号に掲げるいずれかに該当する事業とする。

- (1) 対象空き店舗等に出店を希望する者が行う事業
- (2) 事業承継により出店を希望する者が行う事業
- 2 補助金の補助対象経費、補助額及び補助限度額は、別表1のとおりとする。
- 3 次の各号のいずれかに該当する事業等は、補助金の交付対象としない。
 - (1) 特定者のみの利益となる事業
 - (2) 既にテナントミックスに係る補助金の交付を受けた事業
 - (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に定める営業を行おうとする事業
 - (4) 一の建物であって、その建物内の店舗面積(大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第1項に規定する店舗面積をいう。)の合計が1,000平方メートル以上の小売店舗で行われる営業に係る事業
 - (5) 昼間の営業をしない事業
 - (6) 主に事務所機能として使用される事業
 - (7) 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)が、過去に補助金の交付を受け中心商店街内で自らが既に営業している店舗に加え、当該店舗と対象者層や取扱商品、メニュー等が概ね同様であると認められる店舗を出店する事業
 - (8) 既に改装に着手又は改装が完了している事業
 - (9) 中心商店街に不足していると認められない業種を営む事業
 - (10) フランチャイズ及びそれに類する事業形態で店舗展開している事業
 - (11) その他実施主体が不相当であると認める事業
- 4 次の各号のいずれかに該当する者が行う事業は、補助金の交付対象としない。
 - (1) 市税(市外から転入し出店する者については、転入前の主たる事業所が存する市区町村において課した税)を滞納している者
 - (2) 令和5年度以降に補助金交付の交付を受けた者
 - (3) 中心商店街内での移転又は、2店舗目以降の出店で1年以内に、それ以前から営業していた店舗を空き店舗とした者
 - (4) 出店予定地が存する区域にある商店街団体に加入する意思がない者
 - (5) その他実施主体が不相当であると認める者

(補助金交付の申請及び審査)

第5条 申請者は、実施主体に書面により補助金交付の申請をしなければならない。

- 2 前項の申請に添付すべき書類は、実施主体が別に定めるものとする。
- 3 実施主体は、第 1 項による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付の決定をするものとする。この場合において、実施主体は、必要な条件を付することができる。

(審査会の設置)

第 6 条 実施主体は、補助金の交付の決定に関し広く意見を聴くため、次のとおり審査会を設置する。

- (1) 審査会は、中心市街地活性化協議会タウンマネジメント会議(以下「TM会議」という。)の委員、中心市街地活性化協議会事務局職員、市関係課職員をもって組織する。
 - (2) 審査会に会長を置き、TM会議の委員長をもって充てる。
 - (3) 審査会は、会長が招集し、会長がその議長となる。
 - (4) 審査会にオブザーバーを置くことができる。オブザーバーは関係機関から会長が指名する。
- 2 審査会は、まちなか出店サポートセンター、出店予定地が存する区域にある商店街団体及び有識者等に意見を求めることができる。
 - 3 審査会は、審査に当たり申請者を面接することができる。

(決定の通知)

第 7 条 実施主体は、補助金の交付申請の審査結果を書面により申請者に通知するものとする。

(補助事業者の責務)

第 8 条 前条において、補助金の交付決定の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、テナントミックス推進事業の趣旨を理解し、中心商店街等で開催されるイベント等に積極的に協力するよう努めなければならない。

- 2 補助事業者は、実施主体の経営相談等を活用し、経営の安定に努めなければならない。

(計画の変更)

第 9 条 補助事業者が、第 5 条第 3 項の規定による補助金の交付決定後から第 13 条の規定による補助金の額の確定までの間、当該交付決定に係る計画を変更又は中止しようとするときは、実施主体に変更申請書又は中止申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

- 2 補助事業者は、営業開始 1 年以内に交付決定を受けた内容と異なる事業、業種等に変更しようとするときは、補助金の額の確定後においても、実施主体に変

更申請書を提出し、その承認を受けなければならない。

- 3 補助事業者は、補助事業が期間内に完了しないときは、遅滞なく実施主体に報告し、その指示を受けなければならない。

(決定の変更又は取消し等)

第 10 条 実施主体は、前条第 1 項の規定による計画の変更又は中止の申請を受けた場合において、補助事業の全部若しくは一部を継続する必要がないと認めるとき、又は補助事業を遂行することができなくなったと認めるときは、補助金の交付の決定の取り消し、又はこれを変更することができる。

- 2 実施主体は、前条第 2 項の規定による計画の変更申請を受けた場合において、その内容、補助金の額、営業期間等を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付の決定を変更することができる。この場合において、実施主体は、必要な条件を付すことができる。
- 3 前項に規定する交付決定の変更又は取消しは、書面により通知するものとする。

(状況報告)

第 11 条 実施主体は、補助事業者に対し補助事業の実施状況に関する報告を求めることができる。

(実績報告)

第 12 条 補助事業者は、補助事業完了後 30 日を経過した日又は実施主体が別に定める日までに、書面により実施主体に実績を報告しなければならない。

- 2 前項の実績報告に添付すべき書類は、実施主体が別に定めるものとする。

(補助金の額の確定)

第 13 条 実施主体は、前条の実績報告を受けたときは、これを審査し、補助事業の成果が補助金交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、書面により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付及び支払い)

第 14 条 実施主体は、補助事業が完了した後、前条の規定により確定した額を補助事業者に交付するものとする。

- 2 前項の額が確定した後、補助事業者は実施主体に対し、書面により補助金の支払いを請求するものとする。
- 3 やむを得ない理由により、補助金の交付額の確定が交付申請の翌年度となったときは、確定した年度の実績として補助金を支払うこととする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第 15 条 実施主体は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の額の確定後においても、補助金の交付を取り消し、交付を受けた補助金の返還を命ずるものとする。

- (1) この要領の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 著しく信用を失墜する商行為を行ったとき。
- (4) 第 9 条第 1 項及び第 2 項に定める実施主体の承認を受けずに計画を変更又は中止したとき。
- (5) 補助事業者の責めに帰すべき事情により営業期間が 1 年未満となったとき。
- (6) 補助金の交付を受けて中心商店街内で 2 店舗目以降を出店後 1 年以内に、当該店舗出店前から営業していた店舗を空き店舗としたとき。
- (7) その他実施主体が不適切と認めたとき。

2 前項の規定による決定の取消しは、書面により通知するものとする。

3 第 10 条第 1 項又は第 1 項の規定による決定の取消しを行った場合において、当該取消しの部分について既に補助金が交付されているときは、実施主体は書面により補助事業者に対し期限を定めてその返還を命じなければならない。市は実施主体に対し周南市補助金等交付規則の定めにより、補助金の返還を求めるものとする。

(書類の整備)

第 16 条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類及び帳簿を整備し、補助事業完了後 5 年間これを保管しなければならない。

(検査)

第 17 条 実施主体は、補助金の適正な交付及び執行を確認するため、補助事業者に対し、補助金に係る事業内容、事業実績等について検査することができる。

(その他)

第 18 条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、実施主体と協議の上別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和年 4 月 1 日から施行し、同日以後に補助金の交付を申請する者から適用する。

(経過措置)

2 この要領の施行日前に補助金の交付を申請している者については、なお従前の例による。

附 則(令和2年6月1日改正)

この要領は、令和2年6月1日から施行する。

附 則(令和3年3月1日改正)

この要領は、令和3年3月1日から施行する。

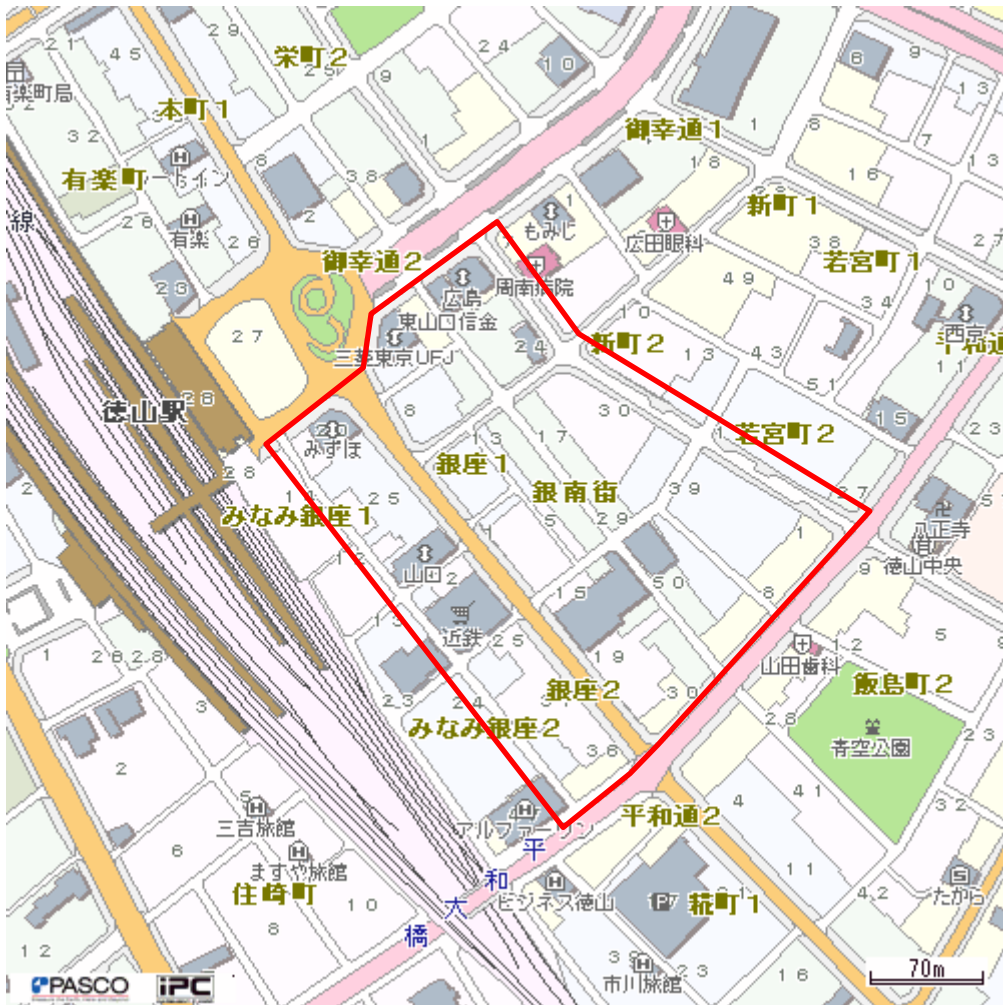
附 則(令和3年5月1日改正)

この要領は、令和3年5月1日から施行する。

附 則(令和5年3月1日改正)

この要領は、令和5年3月1日から施行する。

別図1



別表 1 補助対象経費等に関する事項

補助対象経費	補助額	補助限度額
店舗内外改装工事に係る経費。ただし、次に掲げる経費を除く。 (1) 転用可能な什器備品に係る経費 (2) 申請者及び申請者が所属する法人等が施工した工事に係る経費	補助対象経費の 2 分の 1 以内	別表 2 のとおりとする。
新規出店時に係る広告宣伝費	上記補助額の 2 分の 1 以内 上限 50 万円	

別表 2 補助限度額に関する事項

項目	1 階への出店の場合	1 階以外への出店の場合
補助限度額	100 万円	50 万円

別表 3 昼間の営業に関する規定

期間	日数	時間
昼間の営業を開始した日から起算して 1 年以上継続して昼間の営業を行うこと。 ※ただし、昼間の営業は、店舗の営業開始日から起算して 60 日以内に開始すること。	週 4 日以上 ※ただし、お盆や年末年始等の休業は除く。 ※補助事業者の責めに帰すべき事情によらず、日数条件が満たせなくなった場合は、この限りではない。	10:00～17:00 の間の 3 時間以上